

# 住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額について

## 1. 固定資産税の減額措置の概要

一定の要件を満たす省エネ改修工事が行われた場合には、改修工事が完了した年の翌年度分に限り固定資産税を3分の1減額するものです。減額の対象となるのは1戸当たり120㎡までです。

なお、都市計画税は減額の対象とはなりません。

※ 賃貸住宅部分は対象外ですが、所有者自身が居住する部分は対象です。

## 2. 省エネ改修の要件

- (1) 令和4年4月1日から令和13年3月31日までの間に行われた①の改修工事、又は①の改修工事と併せて行う②から④までの改修工事で補助金等を除いた自己負担額が60万円を超えるもの、又は耐熱改修に係る工事費が50万円を超えるものであって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万円を超えるもの

① 窓の断熱改修工事

③天井の断熱改修工事

② 床の断熱改修工事

④壁の断熱改修工事

(外気等を接するものの工事に限る。)

\*①から④までの改修工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合することになること。

- (2) 平成26年4月1日以前から所在する住宅  
(3) 改修後の床面積が40㎡以上240㎡以下の住宅  
(4) 居住部分の床面積の割合が当該家屋の2分の1以上の住宅

※耐震改修に伴う減額措置又は長寿命化の大規模修繕工事に伴う減額措置が現在適用されている住宅は、省エネ改修の減額措置の対象となりません。また、省エネ改修の減額措置の適用は1戸について1回限りとなります。

※通常の省エネ改修工事に伴う減額とバリアフリー改修に伴う減額は併せて適用されますが、省エネ改修工事が行われた認定長期優良住宅に対する減額とバリアフリー改修に伴う減額は併せて適用されません。

## 3. 申告の手続き

減額を受けるためには、申告書と下記の添付書類を工事完了後3か月以内に市役所資産税課まで提出しなければなりません。やむを得ない理由により期限内に提出できなかった場合は、その理由を記入して提出してください。

(添付書類)

(1) 納税義務者の住民票の写し(申告書に個人番号の記載がある場合は不要)

(2) 次の(ア)、(イ)のいずれか

(ア) 増改築等工事証明書(工事完了日が平成29年4月1日以降の場合)

(イ) 熱損失防止改修工事証明書(工事完了日が平成29年3月31日以前の場合)

(発行主体: 建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人)

(3) 補助金等を受けた場合は、それを確認できる書類

(その他)

マイナンバーの利用開始に伴い、個人番号を記載した申告書をご提出いただく際、番号法に定める本人確認を実施するために、①番号確認および②本人確認の書類をご持参ください。(郵送の場合はその写しを同封ください。)

①番号確認書類：「マイナンバーカード」又は「通知カード」

②本人確認書類：顔写真付きの公的な証明書（免許証など）、又は 顔写真が付いていない公的な証明書2点（保険証など）

※番号確認書類は、本人(所有者)の番号確認書類です。

※本人確認書類は、代理人の場合、代理人の本人確認書類です。

※代理人による申告の場合は、委任状（原本）が必要となります。

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

市民文化部 資産税課（家屋）

電話 (0942) 30-9013 (直通)